

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月28日
【会社名】	株式会社コレックホールディングス
【英訳名】	CORREC HOLDINGS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗林 憲介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長栗林憲介は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年2月28日を基準日として行なわれており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

当社グループはエネルギー事業、アウトソーシング事業、メディアプラットフォーム事業を主たる事業として営んでおります。当社グループの各事業の特性から事業活動の規模及び事業拠点の重要性を示す指標として売上高が適切であると判断していることから、重要な事業拠点を選定する指標として売上高を採用しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果がおおむね良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね2/3を占める6事業拠点に、質的影響並びにその発生可能性を考慮して選定した1事業拠点を加えた計7事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、前連結会計年度末において「開示すべき重要な不備」を識別した事業拠点は全て評価範囲に含まれております。選定した重要な事業拠点においては、拠点毎にその事業特性を踏まえた上で、当社グループの収益獲得に密接に関連し、企業の事業目的に大きくかわかる勘定科目として売上高、営業未収入金、棚卸資産、売上原価並びに販売費及び一般管理費（給与手当、賞与）に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して検討した結果、「固定資産減損判定プロセス」、「税効果会計プロセス」、「貸倒引当金計上プロセス」、「棚卸資産評価プロセス」を評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

前連結会計年度に係る内部統制報告書において、当社は以下の開示すべき重要な不備を識別した旨を報告しました。

- （1） 連結子会社（株式会社A o i e及び株式会社C - c l a m p）において識別された業務プロセスに係る内部統制（エネルギー事業の販売プロセス）の不備

株式会社A o i e及び株式会社C - c l a m pの役職員は、収益認識に関する会計方針の理解が不足したまま、販売プロセスに係る内部統制のデザインを行っていました。そのため、売上計上根拠証憑の様式に顧客に対する履行義務の充足時点を客観的に確認できる項目が明記されず、売上計上の過程で「引渡確認書の回収月」が「設置工事及び顧客への引き渡し完了した月」の翌月以降になっていないことの確認が行われていませんでした。

当社は上記の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を速やかに策定、実行しました。また、再発防止策に関連して新たに整備したこれらの業務プロセスに対し、整備及び運用状況の評価を実施した結果、過年度の開示す

べき重要な不備は是正され、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

No.	再発防止策	実施措置の概要	是正結果
1	会計リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理部門に対する収益認識に関する会計基準の研修の実施</li> <li>・営業部門に対する会計・内部統制に関する研修、理解度テストの実施</li> </ul>	外部研修及び社内研修を実施していることを確認しました。これにより、会計リテラシーの向上が図られ、措置として有効に機能していると判断しました。
2	引渡確認書の大幅な回収遅延を生じさせない人員体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡確認書の回収管理を行う専任の担当者の設置</li> <li>・引渡確認書の回収状況を必ず複数名でモニタリングする体制の構築</li> </ul>	引渡確認書の回収管理に係る十分な体制が構築されていることを確認しました。
3	売上計上ルールの客観化および厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡確認書の様式の見直し</li> <li>・履行義務の充足時点の再定義及び教育を通じた売上計上時期の理解浸透</li> <li>・売上計上ルール及び統制手続を手順書に文書化、並びに関係者への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡確認書の様式を確認し、履行義務の充足時点を客観的に確認できる項目が明記されていることを確認しました。</li> <li>・履行義務の再定義、売上計上時期の理解浸透が実施されていることを研修記録及び理解度テストの記録等により確認しました。</li> <li>・手順書の内容を確認し、計上プロセスだけでなく、内部統制行為が適切に文書化されていることを確認しました。</li> </ul>

4	エネルギー事業の事業特性に応じた販売プロセスの構築およびモニタリング		-	-
	a	適切な収益認識基準に沿った販売プロセスの構築	・管理表及び手順書の作成による、工事完了から確認書回収、売上計上に至る一連の手順及び各担当者が実施すべき統制手続の明確化	左記の統制活動について、独立・客観的な立場から整備及び運用状況の評価を実施し、当該内部統制が有効に整備・運用されていることを確認しました。
	b	遅延計上がないことを検証するプロセスの確立	・設置工事が完了し、顧客へ引渡した案件について、引渡確認書が適時・網羅的に回収され、結果的に工事完了月と売上計上月の乖離が生じていないことを担当者以外の複数の上位者が検証するプロセスの構築	
	c	当社の経理・財務部による監視監督機能の強化	・履行義務の充足時点と売上計上タイミングの整合を主眼とした複数の事前チェック項目を設定した上で、経理・財務部の担当者及び責任者による監視・検証手続の実施	
d	当社の内部監査室による監視監督機能の強化	・各内部統制プロセスの整備及び運用状況について、独立・客観的な立場からの評価を実施 ・外部研修の受講や室内勉強会の開催を通じた監査に必要な専門知識とスキルの維持・向上	外部研修の受講及び室内勉強会の開催により、内部監査室による監視監督機能の強化を図りました。	
5	経営者の啓蒙および経営トップからの定期的なメッセージ発信		・当社代表取締役より、グループ全役職員に対して、コンプライアンス遵守を最優先とするトップメッセージの発信 ・内部統制の重要性に係るメッセージの定期的な社内発信によるコンプライアンス意識向上の推進	グループの全役職員に対して、代表取締役社長からのトップメッセージを発信したことを確認しました。 また、コンプライアンス意識の向上を推進するため、全役職員に対して、内部統制の重要性に関するメッセージが定期的に社内発信されていることを確認しました。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。